

## 新居浜市共催及び後援等に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、新居浜市が共催、後援又は協賛（以下「後援等」とする。）する事業について、その基準及び事務取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 市が主体的に関与すべき公益性の高い事業であり、その企画運営に参画し、推進することが本市のまちづくりに寄与すると認められるもの
- (2) 後援 市が事業の推進を支援することが、本市のまちづくりに寄与すると認められるもの
- (3) 協賛 市が事業の趣旨に賛同することが適当と認められるもの

### (後援等の申請)

第3条 市の後援等を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する1月前までに、後援等申請書（事業計画書）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 予算書
- (2) 団体調査表
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の活動実績等を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (承諾基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、後援等の承諾をするものとする。

- (1) その目的が市民の生活文化、福祉の向上普及に寄与するもので、公益性があること。
- (2) 広く市民一般を対象としていること。
- (3) 営利を主たる目的とせず、かつ、特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないこと。

- (4) 市の政治的もしくは宗教的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。
- (5) 類似の団体等相互の利害に著しい影響を及ぼし、紛争発生のおそれがないこと。
- (6) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (7) 事業の実施計画等が適正であり、客観的にその実施が可能であること。
- (8) 暴力行為、迷惑行為等のおそれがないこと。
- (9) 市の行政施策に寄与するものと認められ、かつ、市の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (10) 主催者の存在が明確であること。
- (11) 主催者の事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (12) 役員その他事業関係者が信用し得る者であること。
- (13) 開催場所は、公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- (14) 入場料等主催者が経費を徴収するものについては、事業内容及び規模からみて、適当と認められるものであること。
- (15) 原則として、市内において継続して3回以上の開催実績を有するものであること。
- (16) その他市長が適当と認める事業。

(後援等の承諾等)

第5条 市長は、第3条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、前条に規定する基準に該当するときは承諾通知書により、該当しないと認めるときは不承諾通知書により承諾の可否を団体等へ通知するものとする。

2 市長は、後援等の承諾をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更等)

第6条 前条の規定により承諾を受けた団体等(以下「承諾団体等」という。)は、承諾を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容を記載した書類を添えて市長に届け出て、その承諾を受けなければならない。

(名義使用期間)

第7条 「新居浜市」名義の使用期間は、承認した日から当該事業終了の日までとする。ただし、引き続き申請のある場合又は作品の募集等に相当期間を必要とする等、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

(報告)

第8条 承諾団体等は、事業等の終了後速やかに、事業実施報告書に事業等の内容が明確に把握できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(承諾の取消)

第9条 市長は、後援等を決定した事業がこの要領又は関係法令に違反すると認めるときは、その決定を取り消すことができる。この場合において、主催者等が損害を受けても市はその責めを負わないものとする。

2 前項の規定により承諾が取り消された団体等については、承諾が取り消された日以後の後援等は、原則として行わないものとする。

(事務主管課等)

第10条 後援等に関する承諾事務は、当該後援等に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めない事項の取扱いについては、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。